

各 部 (局) の 長
鳥 取 県 企 業 局 長
鳥 取 県 病 院 事 業 管 理 者
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長
鳥 取 県 警 察 本 部 長
各 総 合 事 務 所 長

様

鳥 取 県 行 政 監 察 監
(公 印 省 略)

工事成績評定要領の適用区分の取扱いの変更について (通知)

平成 23 年 3 月 31 日付第 20100201908 号で通知した「工事成績評定要領の適用について」を下記のとおり一部変更し、平成 24 年 5 月 16 日以降に行う工事検査から実施することとしましたので、通知します。

(担当 工事検査課 電話 0857-26-7066)

記

1 変更の理由

工事成績評定要領の一般土木工事と建築・設備工事との適用区分については、原則発注工種により行っているところ、発注工種によっては、適用する仕様書等の基準内容に不合理が生じていること。

2 変更の内容

- (1) 「(3) 工事区分 (土木工事、建築工事) により行うもの」を「(3) 適用する仕様書等の基準内容により一般土木工事又は建築・設備工事とするもの」とすること。
- (2) 「(1) 一般土木工事とするもの」のうち「とび等一般」、「ほ装一般」、「アスファルト」、「造園工事」及び「さく井工事」の適用区分を「(3) 適用する仕様書等の基準内容により一般土木工事又は建築・設備工事とするもの」とすること。

3 変更後の適用区分

- (1) 一般土木工事とするもの
土木一般、プレストレスト・コンクリート、港湾工事、土木解体、交通安全施設、法面一般、法面植生工、法面保護工、落石防止網工、アンカー工、石工事、鋼構造物一般、鋼橋、鉄筋工事、しゅんせつ工事、区画線工
- (2) 建築・設備工事とするもの
建築一般、建築解体、大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル等工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装一般、畳工、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事
- (3) 適用する仕様書等の基準内容により一般土木工事又は建築・設備工事とするもの
水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、塗装一般工事、機械器具設置工事、とび等一般、ほ装一般、アスファルト、造園工事、さく井工事